

## ヴィムスポーツアベニュー東松山 施設利用約款

本約款は、株式会社幸和（以下「当社」といいます。）の運営管理するスポーツ施設「ヴィムスポーツアベニュー東松山」（以下当該施設を「本施設」といいます。）の利用条件を定めるものです。

本クラブの利用に当たっては、本約款を確認のうえ、これに同意いただく必要があります。未成年者の方は、親権者の同意が必要となります。

本約款に同意いただけない場合は、本施設への入場、利用をご遠慮ください。

### [ 入場資格 ]

第 1 条 本施設へ入場できる方（以下「入場者」といいます。）は次のとおりとします。

- ①本施設の会員（以下「会員」といいます。）
- ②会員の同伴者（以下「ゲスト」といいます。）
- ③その他当社の認める方

但し、会員は本施設への入場の際に会員証を提示していただきます。

また、上記に該当する場合であっても、暴力団等の反社会的勢力（反社会的勢力でなくなったときから 5 年を経過しない方、反社会的勢力と関わりのある方を含みます。）、刺青のある方、酒気をおびてる方、伝染病・皮膚病・精神病等疾患のある方、その他入場が不適切と認められる方は入場をお断りします。

### [ 入場手続 ]

第 2 条 入場者は受付にて、当社所定の入場手続を行い、会員資格又は施設利用区別に定められた当社所定の料金をお支払いいただきます。

### [ 施設利用区分 ]

第 3 条 入場者は会員資格又は施設利用区分により認められた施設に限り利用することができます。

### [ 遵守 ]

第 4 条 入場者は本約款のほか、館内規則、その他各施設毎に定められた注意事項（以下「館内規則等」といいます。）を遵守し、事故を防止すると共に、入場者相互の親睦を図り、本施設の健全な社公の場として秩序の維持、向上に努めるものとします。

[ 健康管理 ]

第 5 条 入場者の健康管理は、入場者自身が行なうものとします。入場者が未成年者である場合は、親権者が責任をもって入場者の健康管理を行うものとします。

[ 撮影禁止 ]

第 6 条 入場者による施設内の写真、ビデオ等の撮影はお断りします。

[ 退場処分 ]

第 7 条 本約款、館内規則等に違反した方、館内秩序を乱す恐れのある方、その他当社が不適切と認めた方は退場処分とします。この場合であっても支払済の利用料金は返戻いたしません。

[ 盗難・紛失 ]

第 8 条 本施設内で発生した盗難又は紛失については、当社は一切の責任を負わないものとします。

[ 損害賠償責任 ]

第 9 条 入場者が本施設の利用にあたり事故又は事件を引き起した場合には、被害者に対し速やかにその損害を賠償するものとし、加害者がゲストの場合は同伴者である会員又は紹介者も連帯してその責任を負うものとします。

[ 紛争の解決 ]

第 10 条 本施設の利用に際し生じた入場者間又は第三者との間の事故又は事件の解決は当事者の話し合いにより円満解決を図るものとし、いかなる場合も当社はその責任を負わないものとします。

[ 自己責任 ]

第 11 条 入場者は、自己の判断、責任にもとづき本施設を利用するものとします。本施設の利用に際し損害が生じた場合であっても、当該損害が明らかに本施設の不具合その他当社の責に帰すべき事由に起因する場合をのぞき、当社はその責任を負わないものとします。

[ 未成年者の取扱い ]

第 12 条 入場者が未成年者の場合、本施設の利用にあたり、親権者の同意を得なければなりません。

入場者が未成年者の場合であっても、親権者が入場手続を行ったか否かに拘らず、本約款及

び館内規則等に定められた入場者としての義務を負うものとします。

[ 施設の貸与 ]

第 13 条 本施設は会員以外の方にもその全部又は一部を貸与して利用することを認めることがあります。

[ 施設の閉鎖・使用制限 ]

第 14 条 本施設は次の場合、その全部又は一部が閉鎖若しくは使用制限されます。

- ① 気象、災害その他により開場が適切でないと認められる場合
- ② 施設の改造、補修又は突発的な事故が生じたとき
- ③ 年末、年始、夏季及び毎月の定休日
- ④ 当社が主催する特別イベントのとき
- ⑤ その他運営管理上必要と認められるとき

[ 本約の発効及び改訂 ]

第 15 条 本約款は 2021 年 11 月 1 日をもって発効します。

第 16 条 本約款の改訂、追加等に関する事項は本施設内又は本施設ウェブサイト上にこれを公示することにより行います。